

(4.)
田中武雄提出最近ノ対外政策ニ関スル
要旨
要旨
要旨

REEL No. A-0559

0006

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp/>

昭和十年二月二十三日提出
質問第七號

最近ノ對外關係ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十年二月二十三日

提出者 田中武雄

賛成者

坂東幸太郎	永田善三郎	工藤鐵男	松尾四郎
牧山耕藏	木曾三四郎	一松定吉	大麻唯男
勝田永吉	頼母木桂吉	武富濟	中島彌團次
鶴澤宇八	荒川五郎	戸井嘉作	飯塚春太郎

7

二
横山金太郎 増田義一 原吉郎 原淳一郎
豊田豊吉 岡田喜久治 大島寅吉 高野喜六
武知勇記 中山福藏 内藤正剛 村松久義
眞鍋儀十 福田關次郎 駒井重次 齋藤直橘
清 寛

最近ノ對外關係ニ關スル質問主意書

近時對外關係ハ一層重大性ヲ帶フルニ至レルモノト認ム之ニ對スル政府ノ所見如何
右及質問候也

ルナラバ、私ハ政治的ノ生命ヲ無クスル
（何ヲ言フテ居ルンダ）ト呼フ者アリ）事實
デナケレバ岡田總理大臣自ラガ綱紀肅正ヲ
叫ブ資格ナシト云フコトニナル、何ヲ言フテ
居ルデヤナ、私ハ政治的ノ生命ヲ賭ケテ言
明シテ居ル、又ソレデナケレバ綱紀問題ハ
取扱フベキモノデハナ、云フ確信ヲ有
テ居ル、議會ハ此黑白ヲ明ニスベキ義務ガ
アルト云フコトヲ、私ハ諸君ニ申上ゲナケ
レバナラス、尙ホ岡田總理大臣ニ對シテハ、
私ハ能ク御禮ヲ御覽マシナラレテ、冷
靜ニ能ク御考ニナテ、一度衆議院デ言明
ナサレタコトヲ、後カラ取消スヤウナ態度
ハ甚ダ遺憾デアルカラ、右ノヤウナ趣ヲ申
上ゲテ置キタイ、私バカリデハナ、國民
同盟ニ席ヲ置イテ居ラレ方ノ中ニモ、此事
實ハ大分御承知ノコトデモアリ、尙ホ其當
時ノ委員デ當時出席セラレデ居ル方々ハ
知テ居ラレ、大分大勢ノ方ニ確メタ上デ
私ハ言テ居ルノデアリマスカラ、右ノ趣ヲ
申上ゲテ私ノ質問ハ打切りマス（拍手）
○議長（濱田國松） 質問第三、最近ノ對
外關係ニ關スル質問ヲ許可致シマス—提
出者田中武雄君
三 最近ノ對外關係ニ關スル質問（田
中武雄君提出）
最近ノ對外關係ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十年二月二十三日
提出者 田中 武雄
最近ノ對外關係ニ關スル質問主意書
問題ハ、何トカ結論ヲ付ケナケレバナラス
時機ハ眼前ニ來テ居ルノデアリマス、此
狀況ヲ前ニ致シマシテ、吾々ハ斷ジテ暢氣
ナコトヲ言テハ居ラレヌノデアリマス、併
シ此外交ニ關シマシテハ、固ヨリ非常ニ微
妙デ、諸君ノ關係ガゴザイマスルカ
ラ、輕率ニ之ヲ批評ヲ致シマシテ、或ハ
無暗ニ苛ラ（スルコトハ、私ハ甚ダ考ヘ
物ダト思フノデアリマス、外務當局ハ
此眼前ノ事實ニ即シマシテ、ソレハ相當ナ
ル御工作ガナケレバナラスト思フノデアリ
マス、併シ吾々ノ眼前ニ出テ居リマス
ル事實ヲ靜ニ觀マシテ、屢々御言明ニナ
リマシタコトヲ、此期待ト要望ニ副ハナ
イ事應ニ在ルノデアリカト云フヤウナ思
ジガ國民ノ間ニアルコトハ、頗ル遺憾ニ思
フノデアリマス（拍手）例ヘバ通商問題ニ付
キマシテモ、日蘭間ニ於ケル問題ノ如キ
ハ、事實上決裂ノ狀態トナリ、又ハ其他ノ
諸國間トノ貿易均衡ニ關シマスル所ノ處置
ノ如キモ、遲々トシテ抄ラズ、又國民ガ最
モ重要ト置イテ居リマスル所ノ軍縮ノ豫備
交渉モ、軍備縮少ノ原則ニ於テ一致シタ
云フ以外ニハ、何等進展ヲ示サナイト云フ
ヤウナ事實ヲ一々指摘致シマシテ、茲
ニ御質問申上ゲルコトハ、控ヘタイト存
ズルノデゴザイマシテ、今日此場合吾々
ガ當面セル、サウシテ又進展狀態ニアリ
ト存ジマスル對テ、對支、對露ノ三問題
ニ付キマシテ、政府ノ處置方ニ付テ御尋
致シタイト存ズルノデアリマス
（議長退席、副議長著席）
先ツ第一ニ亞米利加ニ關スル問題デゴザ
イマスルガ、是ハ先般外務大臣ノロヨリ、
日米ノ間ハ益々其親善ノ度ヲ加ヘツ、アリ
ト云フコトヲ、度々仰セニナテ居リマス、
又私共ノ知ル範圍ニ於キマシテハ、大體ニ
於テ左様信ゼラル、ノデゴザイマスルガ
又サウ云フ空氣デアルト思フノデアリマス
ルガ、空氣ハ左様デアルガ、行動ハ左様デ
ナイ澤山ノ點ヲ有テ居ルノデアリマス、又
左様ニ感ゼラレノデアリマス、サウシテ
此陸軍縮問題ヲ前ニ控ヘマシテ、亞米利加
ノ軍部ガドウ云フ行動ヲ取ツタカ、ドウ
云フ計畫ヲ有テ居ルト云フヤウナコトニ
及ボシマスルコトハ、此際相控ヘタイト存
ズルノデゴザイマスルガ、彼ノアリソナ
州及カリフォルニア州ノ、我が邦人土地
所有權ニ關スル問題ノ如キハ、其著シキ一
例デアルト私ハ思フノデアリマス、申ス迄
モナク是ハ兩國ノ親善關係ヲ以テ行カナケ
レバナラスト云フコトハ、是ハ兩國ニ對ス
ル重イ負擔デアル、重イ負擔デアリマシテ
同時ニ又責任デアル、日本ト亞米利加ト
ガ、本當ニ手ヲ握リ、肚ヲ割ツテ行ケルト云
フコトハ、私ハ恐ラクハ世界平和ノ將來
ヲ保障スル鍵デアルトサヘ信ジテ居ルノデ
アリマス（拍手）ケレドモ此兩國ノ親善ノ上
ニ、責任ト負擔トヲ重ヌルヤウナ此事實
ハ、假令是ガ國內問題デアリマシテモ—
國內問題ハ成ルガケ觸レタハナイノデア
リマスガ、國內問題デアリマシテモ、此重
イ責任ノ上ニ、又負擔ノ上ニ、更ニ障礙ヲ

官報號外 昭和十年三月六日 衆議院議事速記第二十二號 最近ノ對外關係ニ關スル質問

ガ急ニ良クナリテ見たり
急ニ悪クナリテ見

宣報號外 昭和十年三月六日 衆議院議事速記録第二十二號 最近ノ對外關係ニ關スル質問

サリ云フ風ノ氣持ヲ問題ノ圓滿解決ヲ圖ラ
テ貨ビタイト云フコトヲ、絶エズ先方ノ注
意ヲ喚起致シテ居リマスノデ、此點ニ付キ
マシテハ暫ク日本トシテハ靜ニ其成行ヲ見
テ居ルコトガ、一番上策アルト私ハ信ジ
テ居ルノデアリマス

第二ニ對支問題ニ付キマシテモ、大分好
轉ノ曙光ガ見エテ居リマスコトハ事
實デアリマシテ、然ラバドウ云フコトガ其
體のニアルカト云フコトニナリマス、是
ハ小サイ事ヲ一々申上ゲルコトハ如何カト
思ヒマスガ、最近ニ於ケル揚子江方面ノ我
ガ商品ニ對スル税關ノ取扱、其他新聞紙上
ニ現ハル、狀況、尙ホ色々ノ商店ニ於ケル
我ガ商品ノ取扱等ニ見マシテモ、政府ガ相
當排日貨運動ヲ阻止シテ居ルコトハ、確ニ
認ムルコトガ出來ルノデアリマス、況ン政
府幹部ノ考方ヲ私ガ推測致シマス、今
同ハ其ニ兩國ノ根本的融和ヲ導キタイト云
フ信念ヲ、固ク有テ居ルト私ハ信ズルノデ
アリマス、然ラバドウ云フ方面カラソレニ
入ルカト云フコトニ相成リマス、是ハマ
ダマダ雙方ニ於テ相當研究ヲセナケレバナ
ラスモノデアリト思フノデアリマス、必シ
モ經濟ヲ先ニセナケレバナラス、又政治的
ノ方面ヲ先ニセナケレバナラスト云フヤウ
ニ、特ニ決メ込ミシテ掛ル必要モナイノデア
リマス、先ツ實際ノ方面カラ申シマス、
私ハ矢張經濟ノ發展ガ現實ニ先ツ現レテ

來ル問題デアリト思フノデ、ソレニ依テ日
本人モ大抵ニ先方ノ意ノ在ル所ヲ諒解スル
ヤウニ相成テ參リマシタナラバ、ソレノ
更ニ兩國ノ關係ヲ好クスル途ニ進ミ得ルデ
アラウト思フノデアリマス、現ニ先達汪兆
銘氏ノ發表サレマシタ日支關係ニ關スル中
央會議ニ於ケル演說ノ如キハ、眞ニ汪兆銘
其他其周圍ノ諸氏ノ日本ニ對スル信念ヲ
能ク現ハシテ居ルモノト私ハ信ズルノデア
リマス、日支ノ關係ヲ將來更ニ好クシテ行
クニ付キマシテハ、必シモ私ハ此際具體的
ニ斯ウ云フ問題「ドウモセナケレバ、親善ノ
實ヲ認ムルコトハ出來ナイト云フヤウナ、
窮屈ナコトヲシテ行クヨリモ、先ズ心ヲ以
テ心ニ傳ヘル、以心傳心ノ方法ニ依テ行ク
コトガ、一番大切ナコトデアリト思フノデ
アリマス、此日支ノ最近ノ接近ニ對シマシ
テ、英美其他色々ノ意見ガ行ハレテ居ル、
是モ或ル程度マデ確ニサウ認メラル、ノデ
アリマス、然レドモ、ソレハ英美ニ於ケル一
二ノ批評家ノ意見ガ新聞ニ傳ヘラレマシテ、
直チニソレヲヤレ英國ノ意見、或ハ米國ノ
趨勢アルト即斷スルコト云フコトガ、是ハ
餘程注意セナケレバナラスト思フノデアリ
マス、私ガ此位置ニ居リマシテ、直接英美
等ノ代表者ト接近致シテ得マシタ感想ヲ申
上ゲレバ、決シテ英美ニ於ケルマシテハ、日
本ト支那ト此際接近スルコトニ對シテ特ニ
反感ヲ有テ、我ハ更ニ之ヲ阻止スルガ如キ
懸念ハ毛頭ナイコトヲ、私ハ斷言シテ置ラ
ナイト思フノデアリマス、尙ホ唯英美ト致シ
マシテハ、支那トノ從來非常ニ密接ナ貿易
關係ニ鑑ミマシテ、支那ヲ一日モ速ニ政治
的ニ、又經濟的ニ健全ナル基礎ノ上ニ發達
スルヤウニ導イテ行クタイト云フ氣持ハ、
十分アルヤウニ思フノデアリマス、是等ノ
點ニ付キマシテハ、更ニ僑ト英美等トモ協
議研究スベキコトデアリト思フノデアリマ
ス

第三ニソノ聯邦ニ對スル關係ニ付キマシ
テハ、只今田中君ハ不可侵條約ヲ先ツ結
方ガ宜イノデハナイカト云フ御意見ノヤウ
ニ御察シタノデアリマスガ、果シテサウデ
アルト致シマスレバ、其點ハ確ニ私ノ現在
考ヘテ居ルコト、違テ居ルト申サナケレ
バナラスト思フノデアリマス、露西亞ノ國
情、其他從來ノ關係カラ申セバ、兩國ノ間
ニハマダ幾多十分諒解ヲ付ケナケレバナ
ス問題ガ横テ居ルノデアリマス、私ノ考
成ベク是等ノ問題ヲ先ツ解決シテ、サウシ
テ兩國ノ相互ノ諒解ノ増進ト相俟テ、更
ニ親善ノ關係ヲ具體化スルコト云フコトガ、
適當デハナイカト思フテ居ルノデアリマス、
例ヘテ申シマスレバ、私ノ考モ結局ハ同ジ
目ノニ到著スルコト云フノデアリマスガ、山
ノ頂上ニ登テ愉快ナル平和ノ空氣ヲ見ル
ト云フコトヲ、熱望スルト致シマシテモ、
私ハ山ノ途中ニ幾多ノ森林ガアリ、幾多ノ

〔田中武雄君登壇〕

○田中武雄君 只今外務大臣ノ御答辯ニ依
リマシテ大體ヲ諒解致シマシタ、尙ホ多少
考ノ違フ點モアルカトモ存ジマスルガ、ア
リソナノ問題ノ如キハ、後ニ岸君カラ詳
シク御尋ノヤウデアリマスシ、又露西亞
ノ問題等ニ付テモ、大體諒解致シマシタ、何
等ノ差ガナイノデゴザイマスルカラ、私ハ

是レ以上ノ御尋ハ致サナイ積リデアリマ
ス、唯茲ニ加ヘテ御尋ヲ致シテ置キマス
ノハ、今モ外務大臣御自身ガ申サレマシタ
ヤウニ、此點局ハドウモセナハ樂切ナレ
バ、餘程モト難カシイ場面ニ付カレタラ
ウト思フノデアリマスルカラ、十分其決心
ト覺悟ヲ有テマシテ準備スル——此際聲
明戰力云々出來モセコトヲ、能ク聲明
ガ先立テ實行ガ伴ハナイト云フノガ、一體
此頃ノ行キ様ノ缺點ハナイカト存ズルノ
デアリマス、此點ハ一度聲明ヲス
レバ必ズ行フ、此御決心ガ第一ニ必要デア
ルト思フノデアリマス、第二ハ何デアルカ
ト云フト、軍部ノ慎重ナル反省ト考慮デア
リマス、對支問題モ、ソレカラ對露問題ニ
付キマシテモ、軍部ト外務ガ眞劍ニ一致シ
テ國民ノ不安ヲ除ク、其方針ヲ貫徹スル
云フコトデアラネバ、五ニ軍部ガ外務ヲ批
評シ、外務ガ軍部ヲ批評スルト云フヤリ方
ニ於ケルマシテハ、對露對支ノ外交ハ斷ジテ
地メロコトハ出來ナイ(拍手)此點ハ十分ナ
ル御決心ヲ持テ御掛リ下サランコトヲ切
ニ御願スルデアリマス、尙ホ此壇上ニ
於テ、自分ガ在任中ハ戰爭ナシハ起サナイ
ト云フ、ハキリトシテ御言葉ニ、私共洵ニ
愉快ニ感ジタノデアリマス、願クバ此
官業ヲ更ニ延長セラレテ、廣田自身ガ目
ノ黒イ間ニハ斷ジテ戰爭ハ起サヌト云フ
一大決心ヲ御持チニナリマシテ(拍手)下

〔岸君登壇〕

○岸君 文化ノ最高峰ヲ以テ自ラ任
入道ノ一手販賣ノ如キ類ヲシテ居リマス
北米合衆國ニ於テ、而モ其文化ニ背キ、人道
ニ反シテ、我ガ國民排斥ノ火ノ手ノ揚ゲラ
レテ居リマス現狀ニ付キマシテハ、只今
私ノ聲散スル田中君ヨリ十分ナル御質問ガ
アツタ通りデアリマス、之ニ對シマシテ廣田
外相ノ御答辯ハ、措辭徒ラニ婉曲ノ所謂外交

辭令ニ終始致シマシテ、事ノ真相ニ觸ル、
ヲ避ケ、何等斷乎タル決意ヲ表示致シマセ
ヌノハ、甚ダ生温イ、物足リナイ感ジガ
アリマシテ、且又私ノ所信ニ非常ニ反對ナル
點ガアリマスガ故ニ、茲ニ甚ダ勝手デア
リマスルガ、又多少ノ重複スル點ハアリマ
ス、暫時ノ時間ヲ賜リマシテ、私ハ特
ニ米國ニ於ケル所ノ排日問題ニ付キマ
シテ、外務大臣ノ所信ヲ伺ヘントスル者デ
アリマス

〔副議長退席、議長登壇〕

一時終息シタルガ如キ觀ヲアリマシタ北米
合衆國ニ於ケル所ノ排日ガ、昨年來アリ
ソナノ州ニ於ケル暴動ヲキカケ、最近ニ
至リマシテハ、カルフォルニア州ニ華盛頓各州
ニ蔓延ヲ致シマシテ、其勢ハ益々猖獗ヲ極
メ、底止スル所ヲ知ラナイ狀態ニ在リマス
ルコトハ、日米兩國ノ國交ニ顯ミマシテ、
洵ニ遺憾千萬ノ極ミデアルト申サネバナリ
マセス、既ニ諸君御承知ノ通り「アリソナ」
州ニ於ケルマシテハ、昨年來或時ハ多數ノ暴
漢ガ邦人ノ農園ヲ強襲シテ、我ガ善良ナル
農民ヲ脅迫シテ退去ヲ迫リ、又或時ハ暴行
ヲ働キ、更ニ彼等ハ數回ニ互リマシテ、大膽
ニモビストルヲ射チ、爆彈ヲ投ゲ、爲ニ
邦人中可憐ナル一少女ノ如キハ、其破片ノ
爲ニ負傷シタ事實ガアルノデアリマス、斯
ノ如キ非合法的行爲ガ永續的ニ公然行ハレ
テ、而モ邦人ハ一人モ捕ハラレテ居ラヌト

云フコトハ、文明ヲ誇テ居リマスル所ノ列
國中、未ダ曾テ其例ヲ見ズル所ノ醜態デア
リ、洵ニ言語ニ絶スル非人道的野蠻行爲デ
アラ、彼ノ生蕃ナドノ行爲ト何等操ゾ所ガ
ナイト申シテモ差支ナイノデアリマス(拍
手)吾々ハ洵ニ此點ニ於ケルマシテ、義憤ヲ
感ゼザルヲ得ナイノデアリマス、而モ米國
ハ世界ニ於ケル文化ノ優秀ヲ誇リ、人道主
義ヲ高唱セル國デアリナガラ、白晝公然斯
ル蠻行ガ行ハレツ、アルコトハ、文化ノ看
板ト人道ノ看板ト手前、彼等自ラノ權限ヲ
僭ケルモノニ非ズシテ何ゾヤト申シタイノ
デアリマス(拍手)斯ノ如キ行爲ハ、恰モ彼
ノ滿洲事變前、支那ニ於ケル排日ト其操ヲ
一ニシテ居リ、而モソレガ文明國ノ假面ノ
下ニ行ハレテ居ルダケニ、一層其性質ガ惡
質ナリト斷ゼザルヲ得ナイノデアリマス
(拍手)却テ最近支那ニ於ケルマシテハ其非
僞リ、日支親善ノ本領ニ立戻リマシテ、今
ヤ徐々ニ排日ノ跡ヲ斷ツントスルノハ、流
石ニ吾等ト同様ニ東洋道徳ニ關シテ、其修
養ヲ一ニセル國ダケニアリマシテ、衷心吾
等ノ喜ブ所デアリマス、米國ノ如キハ宜シ
ク此支那ノ態度ヲ見テ、サウシテ自ラ大ニ
反省スベキデアリト考ヘル次第デアリマス、
「アリソナ」ニ於ケルマシテハ、其後彼等ハ其
非僞ヲ恐レマシテ、非合法的暴行ハ之ヲ中
止シタヤウデアリマス、此度ハ更ニ出直
シマシテ、官民一致致シマシテ、合法的非合法

ガスノ如ク展論セラレト云フガ如キコトハ、洵ニ遺憾千萬ナコトデアリマシテ、或ハ恐レ、我が廣田外務大臣モ英偉博識ト同ジヤウニ、天皇機斷ノ御主聲者デモアルカト私ハ思フ、ドウカスルコトノナイヤウニ、此輩上ヨリ御願ヲ致シテ置クノデアリマス、斯ノ如ク私が申スト致シマシテモ、私ハ本件ヲ干戈ニ訴ヘテマデ解決スベシト主張シテ居る者デハアリマセヌ、併ナガラ若シ此輩ニ此事件ヲ擧メシタナラバ、陸軍萬里ノ遠ク故郷ヲ去テ異境ノ空ニ孤軍奮闘シテ居リマスル所ノ我が同胞ハ、假ケ開傳統ノ所謂棄民トナリ、延テハ一般ニ我が移民政策ハ行詰リ、不成功ニ終リ、破綻ノ淵ニ陥ルコトハ必定デアル、其事ヲ憂フル次第ナノデアリマス、廣田外相ハ斯ノ如ク我が國民ノ權益ガ蹂躪セラレ、我が體面ガ毀損セラレテ、尙且ツ頼被リヲシテ此屈辱ニ甘ゼントスルノデアリマスカ、日本國民ハハスル屈辱ニ生キノヨリモ、寧ロ我國ノ名譽ヲ爲ニ死向辭セザルノ概アルコトヲ御承知ニナテ居ルカドウカ(拍手)廣田外相ハ須ク徒ナル協同外交、或ハ協和外交、象牙ノ塔ニ立籠ラテ、一日ノ安逸ヲ貪ルコトナク、少シ背アル外交ヲ私ハ米國ニ對シテヤテ戴キタイ、斯ウ熱望シテ已マナイノデアリマス、弱國ニ對シテノ強硬ヲ、強國ニ對シテ忍從スルガ如キハ、斷ジテ、吾々國民精神ト一致スル所以デハアリマセヌ、爾デ米國政府ニ於テ眞ニ外交辭令デナクシテ、日米親善ヲ希望スルナラバ、現ニ彼等ノ此殿下ニ起リツ、アル所ノ排日間題ニ付キマシテ地方問題トセズ、外交問題トシテ再吟味、再檢討スル所ノ要アルコトハ、國際信義ニ照ラシマシテモ、當然爲スベキ義務デアルト、私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、米國ガ傳統ノ自由ノ門戸ニ對シマシテ、排日——禁令ヲ掲ゲナガラ、而モ支那滿洲ニ對シテ門戸開放、機會均等ヲ強要スルガ如キハ、矛盾モ亦甚シイモノデアリマシデ、日米親善ヲ根本的ニ破壞スルモノデアリマス、而モ其由テ來ル主ナル原因ハ、彼等ノ胸底奥深ク異食ノ人種ノ偏見デアリ、彼等ノ優越感デアリ、彼等ノ差等ノ觀念デアリ、彼等ノ不平等感ハ、我が移民排斥ノミナラス、總デハ軍縮會議ニ於キマシテモ、軍備ノ不平等トナテ現レテ來ルノデアリマス、此觀念ヲ根本ヨリ打破シ、彼等ヲシテ從來ノ優越感ヲ一掃セシメザル限りハ、排日ハ勿論ノコト、又延テハ軍備ノ平等モ期待ルコトガ出來ナイノデアリマス、此點對シマシテ外務大臣ハ果シテ如何ナル御考ヲ御有テニナテ居ルカ、其御所信ヲ御同致シタイノデアリマス

而シテ此外彼ノ千九百二十四年、米國ニ於キマシテ日本國民全體ノ額ニ劣等國民ノ烙印ヲ燒付ケテ居リマスル所ノ、全面的排日移民法ガ出來、現ニ尙ホ存シテ居ルノデアリマス、我が植原大使ハ、當時之ニ反對ヲ致シマシテ、彼ノ重大ナル結果ヲ言クダケデ、其地位ヲ奪ハレマシテ、遂ニ輕利不遇ノ程ニ萬斛ノ恨ヲ吞シ思ハ、感傷無量デアリマス、右法律ニ對シマシテ時々假ケ關ノ方カラハ、米國ニ於テ修正サル、ガ如キ空宣傳ガ參リマスルケレドモ、一向ニ其效力ガナイ、依然トシテ彼等ハ彼等ノ優越感ニ浸ラテ、吾々ノ劣等國民タル額ノ烙印ヲ見下シテ居ルノデアリマス、斯ノ如キ不當橫暴ハ、固ヨリ彼等自身國ニ對シテ一種ノ弱點ヲ持ツコトニナルノデアリマセヌガ、吾々ハ今日ノ我國ノ東洋ノ位置ニ鑑ミマシテ、最早斯ノ如キ屈辱ヲ忍ブベキ秋デナイト、斯ウ確信スルノデアリマス(拍手)長ク泰西ノ輿料ノ下ニ呻吟シテ居リマシタ所ノ亞細亞ノ新興ヲ兩肩ニ擔テ立テ居ル所ノ我が日本ハ、東洋ノ此安危ニ對スル所ノ重大責任ガアルノデアリマス、此日本ヲシテ奮起セシメル秋デアルノデアリマスカラシテ、斯ノ如キ差別の特遇ニハ敢然トシテ關ハナケレバナラナイノデアリマス、日本ノ地位ノ向上ハ獨リ日本ノ地位ノ向上ニ止マリマセヌ、全亞細亞洲ノ地位ノ向上ニ關ハルモノデアルト云フコトヲ、外務大臣ハ御承知ニナテ居リマスカ、外務大臣ニ果シテ一片ノ氣骨ト一

腰ヲ入レテ強硬ニ談判ヲシ、袖手傍觀シテ居ルコト云フ態度ヲ捨テ、サウシテ徹底的ニ交渉ヲシテ、斯ノ如キ不法ナル所ノ法律案ヲ撤回セシムベキデアルト私ハ考ヘルノデアル、私ハ數年前モ、一昨年モ米國ニ行キマシテ、有ニル機會ニ排日間題ヲ提ヘマシテ説明致シマシタガ、大多數人ハ、斯ノ如キ法律ガ亞米利加ニアリマスコトハ、日本ニ對スル所ノ一ツノ恥辱デアルト、斯ウ申シテ居テ、大ニ反省シテ呉レデ居ルノデアリマス、此反省ヲ十分ニサシメ得ナイ所ニ假ケ關ノ外交ノ缺陷ガアル、一步進シテ大ニ積極的ニ、十分ニ彼等ニ理解ヲ持タシテコソ、日本ノ眞意ガ理解サレルノデアリマス、外相ノ言フガ如ク、唯單ニ袖手傍觀シテ居テ、ドウシテ日本ノ眞價ガ理解サレルデアリマセウカ、大ニ疑フキ能ハズデアリマス、若シ假ニ米國人ハ對シマシテ行ハレタト致シマシタナラバ、彼等ハ果シテ何ト言フデアリマセウカ勿論アルノ國デアル、非禮ノ國デアルト、鼓ヲ鳴シテ責メルニ相違アリマセヌ、股鑑遠カラズ、彼ノ上海事件ノ際ニ於テ見デモ明デアリマス、然ルニ我國ニ於テハ、外國人ニ對シマシテハ、極メテ禮儀ガ厚イ、全面的ノ

排日運動ノ如キハ、明治維新ノ當時ヲ除キ
マシテハ、未ダ曾テ見コトガナイノミナ
ラズ、滿洲ニ於テハ門戶開放、機會均等ヲ
保障シテ居ル、彼等ガ目シテ彼等ヨリモ劣
等ノ國、軍國主義ノ國、侵略主義ノ國デア
ルト云テ吾々ヲ非難シテ居ル日本ニ於キ
マシテ、外國人ニ對スル所ノ權益ノ保護
ト、豫敬トガ十分ニ拂ハレテ居ルノデアリ
マス、之ニ反シテ、却テ人道ヲ説キ、文化
ヲ誇リテ居ルマス所ノ米國ニ於キマシテ、彼
ノ排他行爲ガ横行闊歩シテ居ルト云フコト
ハ、如何ニ彼等ノ一部ニ道義觀念ガ缺如シ
テ居ルカト云フコトヲ、最も雄辯ニ物語ラ
居ルト考ヘルノデアリマス、斯ル事實ノ前
ニ袖手傍觀、屈從シテ居ル所ノ當局ノ不見
識ハ、洵ニ日本國民トシテハ遺憾千萬デア
ル、切ニ當局ノ奮起ヲ促シテ已マナイ次第
アリマス、特ニ最近外交手腕ニ於キマシテハ、
恰モ上ガ湖ニデモ乗タカノ如キ感ガアリマ
ス所ノ廣田外相ノ私ハ奮起ヲ切望シマシ
テ、一日モ早く彼ノ排日運動ノ如キ忌シキ
運動ガ米國カラ一掃サレマシテ、片務的、一
的ナラザル眞ノ日米親善ノ到來センコトヲ
希望スル次第デアリマス、斯ル排日ガ行ハ
ル、コトガ、又斯ル排日法ガ米國內ニ存在
スル限リハ、假令外務大臣ガ何ト仰シヤラ
ウガ、又外務當局ガ何ト米國ノ爲ニ御辯明
ヲナサラウガ、日本國民ノ感情ノ底ニハ、
終ニ田中君ガ其外交質問ヲ爲スニ當リマ
シテ、特ニ此排日問題ニ關シマシテ、私ガ
質問スルノヲ御承知ニ相成リマシテ、私ニ
十分質問ノ餘地ヲ殘サレマシタル所ノ其難
意ヲ披瀝シテ置キマス
〔國務大臣廣田弘毅君登壇〕
○國務大臣〔廣田弘毅君〕 只今岸君カラ、
更ニ米國ノ排日法案ニ付テ御質問ニ相成
タノデアリマスガ、私ノ答辯ノ要旨ハ、田
中君ニ答ヘマシタル同様デアルノデアリマ
ス、蓋シ岸君ハ「アリソン」問題ノ發生ニ對シ
マシテ非常ニ憂慮セラレテ、此ノ前ノ議會ニ
於キマシテモ、私ニ御質問ニ相成リマスシ、
又外務省ニ懸、オ出デニナッテ、其所感ヲ述
ベラレタコトヲ私ハ承知致シテ居ルノデア
リマス、無論私ト政シマシテハ、斯ル案ノ
現ニ存在スルコトハ、日米兩國ノ爲ニ甚ダ
遺憾デアリマスノデ、此對策ト政シマシテ
ハ、出來ルダケノ方法ヲ執ッテ居ル積リデ
アルノデアリマス、併ナガラ實際ニ於キマ
シテ、其成績ノ果ヲナイノハ甚ダ相濟マス
ト思フノデアリマス、併ナガラ先ニモ申述
ベマシタヤウニ、米國ノ中央政府ハ勿論、
州政府ニ於テモ、其他各方面ニ於テ、斯ル
狀態ノ米國ニ存在スルコトヲ遺憾トシテ、
之ヲ十分ニ是正センコトヲ期シテ居ルト私
ハ信ジテ居リマスノデ、先ニ申上ガマシタ
コトハ、決シテ袖手傍觀シト實タノデハ
ナク、モウ暫ク其成行ヲ待テ戴キタイ
云フコトヲ申シタノデアリマス、私ハ其
點ニ付キマシテハ岸君ト同様ニ、出來ルダ
ケ速ニ斯ル問題ヲ除キ、其他日米關係ノ根
本ニ横ヘル問題等ニ於キマシテモ、時機到
來致シマシタナラバ、必ズソレヲ過セズ、
是ガ解決ニ努力スベキコトデアルト云フコ
トヲ堅ク信ジテ居ルノデアリマス、斯ル狀
態デアリマスノデ、此後ニ當リマシテ、色
色ノ問題ヲ實行致シマス上ニ於キマシテ、
甚ダ手緩イト云フ點モアルカモ知レマセ
ガ、私ハ或ル場合ニハ、ソレノ方ガ最も有
效ナル手段ト感ズル場合モアリマスノ
デ、總テサウデアルト一概ニ御斷定相
成ラヌヤウニ希望致シタイと思ヒマス
〔拍手〕
○岸衛君 簡單デスカ此席ヨリ發言ヲ御
許シ願ヒマス
○議長〔濱田國松君〕 許可致シマス
○岸衛君 只今廣田外相ガ熱誠ヲ御披瀝ニ
ナリマシテ、私ノ質問ニ御答辯ガアリマシ
タコトハ、私感謝致ス次第デアリマス、假
スニ時ヲ以テセヨト云フコトデアリマスガ
ラ、吾々ハ外相ノ御臨前ヲ信ジマシテ、暫
ク此經過ヲ見テ居リマスルガ、何卒今迄ヨ
リハ一層ノ御努力ヲ—我が移民同胞ノ權
益ヲ傷ツケザルヤウニ、且又我國ノ體面ヲ
傷ツケザルヤウニ、最善ノ御努力アラ
ンコトヲ、此機會ニ御願スル次第デア
リマス
○青木雷三郎君 殘餘ノ日程ヲ延期シ、本
日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマ
ス
○議長〔濱田國松君〕 青木君ノ勸諭ニ御異
議アリマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長〔濱田國松君〕 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ勸諭ノ如ク決シマシテ、明六日ハ
定刻ヨリ本會議ヲ開キマス、議事日程ハ公
報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散
會致シマス
午後六時三分散會

衆議院議事速記第二十一號
中正談

頁段	行	誤	正
四一七	四一七	中山鶴壽君ヲ仰リ一八行下段ニ入ル	
四二七	四二九	川樫樗次郎君	川樫樗治郎君
四二八	一一九	昭和八年法律第五十三號	昭和八年法律第五十三號
四三二	七	御異議アリマセスカ	御異議アリマセスカ

官報

號外 昭和十年三月六日

○第六十七回衆議院議事速記録第二十二號

昭和十年三月五日(火曜日)

午後一時十六分開議

議事日程 第二十二號

昭和十年三月五日
午後一時開議

質問

一 社會不安ニ關スル質問 (安藤正純君提出)

二 綱紀問題ニ關スル質問 (津雲國利君提出)

三 最近ノ對外關係ニ關スル質問 (田中武雄君提出)

四 米國ニ於ケル排日問題ニ關スル質問 (倉本衛君提出)

第一 關稅定率法中改正法律案 (政府提出)

第二 大正十三年法律第二十四號中改正法律案 (倉澤品等ノ輸入税ニ關スル件) (政府提出)

第三 昭和七年法律第四號中改正法律案 (輸入税ノ從價税率ニ關スル件) (政府提出)

第四 關稅法中改正法律案 (政府提出)

第一讀會

第二讀會

第三讀會

第四讀會

第五讀會

第六讀會

第七讀會

第八讀會

第九讀會

第十讀會

第十一讀會

第十二讀會

第十三讀會

第十四讀會

第十五讀會

第十六讀會

第十七讀會

第十八讀會

第十九讀會

第二十讀會

第一讀會

第二讀會

第三讀會

第四讀會

第五讀會

第六讀會

第七讀會

第八讀會

第九讀會

第十讀會

第十一讀會

第一讀會

第二讀會

第三讀會

第四讀會

第五讀會

第六讀會

第七讀會

第八讀會

第九讀會

第十讀會

第十一讀會

第一讀會

第二讀會

第三讀會

第四讀會

第五讀會

第六讀會

第七讀會

第八讀會

第九讀會

第十讀會

第十一讀會

内閣印刷局

昭和十年三月六日

四四五

母子扶助法制定ニ關スル建議案 提出者 末松信一郎君 坂東幸太郎君 比佐 昌平君 松田竹千代君 金融合理化ニ關スル法律制定ニ關スル建議案 提出者 前田房之助君 田島勝太郎君 吉川吉郎兵衛君 中 家茂男君 山本 厚三君 戸井 嘉作君 中山 彌藏君 眞鍋 儀十君 金融合理化ニ關スル法律制定ニ關スル建議案 提出者 三上 英雄君 世耕 弘一君 小笠原三九郎君 助川啓四郎君 馬産振興ニ關スル建議案 提出者 大石 倫治君 三善 信房君 横山 泰造君 田子 一民君 豊川改修促進ニ關スル建議案 提出者 大日 喜六君 近藤壽市郎君 一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ 朝鮮ニ於ケル司法權振興ニ關スル質問主意書 提出者 風見 章君 (以上三月二日提出)	社會不安ニ關スル質問主意書 提出者 安藤 正純君 綱紀問題ニ關スル質問主意書 提出者 津雲 國利君 米國ニ於ケル排日問題ニ關スル質問主意書 提出者 岸 衛君 (以上三月四日提出) 一 去二日閣内閣總理大臣ヨリノ通達令アリタル旨ノ通達ヲ受領セリ 社會局書記官 北岡 壽逸 第六十七回帝國議會内務省所管事務政府委員被仰付 一 去二日常任委員補選結果ノ如シ 第一部選出 豫算委員 加藤久米四郎君(東武君補選) 一 去二日常任委員理事補選結果ノ如シ 一 去二日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)委員 松山常次郎君 堀 桃作君 森田 福市君 星島 二郎君	質問半之助君 吉田 頼明君 堤 康次郎君 豊田 豊吉君 栗原彦三郎君 札幌鐵道株式會社及矢作水力株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲メ公債發行ニ關スル法律案(政府提出)外一件委員 名川 侃市君 門田 新松君 佐藤洋之助君 岡田伊太郎君 丸山 浪彌君 平井信四郎君 清瀨規矩雄君 綾部健太郎君 渡邊 與七君 永田 良吉君 小島 智善君 山本 厚三君 清水徳太郎君 武富 清君 末松信一郎君 木村三四郎君 井上 剛一君 小池 四郎君 一 去二日於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ 政府貸付金處理ニ關スル法律案(政府提出)委員 辭任 岸松太郎君 補選 戸井 嘉作君 辭任 星 康平君 補選 野方 大郎君 借地借家調停法中改正法律案(藤田若水君外四名提出)外六件委員 辭任 伊藤 肇君 補選 風見 章君 衛生組合法案(田中祐四郎君外一名提出)外四件委員 辭任 後藤 節君 補選 佐藤庄太郎君 一 去二日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ 第八部選出豫算委員 原口初太郎君 第二部選出決算委員 伊豆 富人君 第四部選出決算委員 江藤源九郎君	第七部選出決算委員 岩切 重雄君 第七部選出決算委員 百瀬 渡君 第八部選出建議委員 鈴木 義隆君 一 昨四日閣内閣總理大臣ヨリノ通達令アリタル旨ノ通達ヲ受領セリ 大藏書記官 谷口 恒二 第六十七回帝國議會大藏省所管事務政府委員被仰付 商工書記官 岸 信介 同 新倉 利廣 第六十七回帝國議會商工省所管事務政府委員被仰付 一 昨四日常任委員補選結果ノ如シ 第八部選出 豫算委員 西岡竹次郎君(原口初太郎君補選) 第一部選出 決算委員 森 峰一君(伊豆富人君補選) 第四部選出 決算委員 小池 四郎君(江藤源九郎君補選) 第七部選出 決算委員 原 吉郎君(岩切重雄君補選) 第七部選出 決算委員 清 宣君(百瀬渡君補選) 第八部選出 建議委員 沖島 健三君(鈴木 義隆君補選)
---	--	---	--

一 昨四日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ 第四部選出豫算委員 藤井 啓一君 一 昨四日委員及理事補選結果ノ如シ 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)委員 委員長 松山常次郎君 理事 森田 福市君 豊田 豊吉君 札幌鐵道株式會社及矢作水力株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲メ公債發行ニ關スル法律案(政府提出)外一件委員 委員長 名川 侃市君 理事 平井信四郎君 渡邊 與七君 清水徳太郎君 一 昨四日於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ 度支部法中改正法律案(東武君外三名提出)外一件委員 辭任 橋本 洪三君 補選 伊藤肇次郎君 ○議長(濱田國松君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、質問第一、社會不安ニ關スル質問主意書、質問第二、社會不安ニ關スル質問主意書、可致シマス、提出者安藤正純君 一 社會不安ニ關スル質問(安藤正純君提出) 社會不安ニ關スル質問主意書 右成規ニ據リ提出候也 昭和十年三月四日 提出者 安藤 正純 官報號外 昭和十年三月六日 衆議院議事速記第二十二號 社會不安ニ關スル質問	社會不安ニ關スル質問主意書 近時頻發スル非合法的行為ニ對スル政府ノ所見如何 右質問候也 (安藤正純君登壇) ○安藤正純君 昨ハ近時世相ノ險惡ニ伴ヒマシテ、頻々發生スル所ノ社會不安ノ現狀ニ關シテ、政府ガ如何ニシテ社會ノ治安ヲ維持シ、國民ヲシテ安シク其義務ニ忠實ナラシムルコトヲ得ルカ、而シテ又ニ對シテ政府ガドレダケノ熱意ヲ有テ居ルノデアルカト云フコトニ付キマシテ、已ムヲ得ズ茲ニ質問ヲ發シマシテ、總理大臣、内務大臣、司法大臣、並ニ陸海軍兩大臣ヨリノ御答辯ヲ要求スル者デアリマス 第一ニ質問致シタイコトハ立憲政治ノ治下ニ於テ、非合法ノ暴力行為ガ隨テ次イデ起ル、是ガ爲メ或ハ言論ヲ禁塞セラレタリ、或ハ思想ヲ自己ノ天職ニ精進スルコトガ出来ヌコト程痛感ハナシト思フノデアリマス、洵ニ愚ハシイ觀察デアリマスガ、數年間我國ハ一視同仁ノ大御心ヲ拜戴シ、是レニ輔弼ノ職ニ在ル閣員ノ責任ト存シマス、ツイ此間司法當局ハ、不法圖結等處罰法律案ノ閣議ノ決定ニ際シマシテ、五・一五事件ノ血闘關係ヲ生シタ當時ニ較ベルト、最近ノ社會情勢ハ稍平穩ニ復シタ觀ガアル云々ト聲明シテ居リマス、ソノナ模範ナハ、暢氣ナ觀察ヲシテ居ル閣員ノ居ルデアル、其事ハ後廻シト致シマシ	テ、最近ノ社會情勢ハ決シテ平穩ニ復シテハ居リマス、寧ろ非合法ノ暴力行為ハ低下シテ、惡性ニ進行シテ居ルノデアリマス、私ハ試ニ姑ク茲ニ之ヲ檢討致シタイ、近年ノ非合法的暴力行為ヲ分類シテシマス、昭和七年五・一五事件ガアリマシタ、血闘事件ガアリマシタ、其少シ前ニハ井上 圓等ノ諸氏ノ暗殺事件ガアツタノデアリマス、是ハ概ネ政治革命ニ關スル事件デアリマス、而シテ昭和八年以後今年ニ及ンデハ、主トシテ言論機關ニ對スル直接行動デアリマス、即チ昭和九年三月ニハ、時事新報社長タル武藏山治氏ガ暗殺セラレ、其翌四月ニハ、東京朝日新聞ノ幹部タル鈴木文四郎氏ガ襲ハレテ重傷ヲ受ケ、本年二月ニハ、讀賣新聞社長タル正力松太郎氏ガ襲撃セラレテ、是亦重傷ヲ被リマシタ、殊ニ朝日新聞社長ニハ、眞實間ニ白刃ヲ振舞シテ、編輯局ノ真中ニ躍リ込ミマシテ、鈴木氏以外二人ノ社員ニ重傷ヲ負ハセタノデアリ、又讀賣新聞社長ハ、早朝カラ犯人ガ出張ヲ居リマシテ、正力氏ノ出版社ヲ特ダ、出入頻繁ノ支離口デ、拔身ヲ擧テ新込ダノデアリマス、天下ノ公器タル新聞社ニ對シテ、斯ノ如ク襲撃シテ、直接行動ヲ爲スト云フコトハ、洵ニ驚クニ堪ヘタル非文明ノ行為ト言ハナクテハナリマス、尙ホ昭和八年ノ二月ニハ、報知新聞社ヲ襲ウデ、輪轉機ニ砂ヲフ掛けタ者ガアリマス、九年ノ三月ニハ、東京日日新聞社本社社長ノ告別式ノ最中ニ、暴力ヲ行使シタ者ガアリマス、其年ノ夏ニハ、大阪毎日	ノ主筆タル高石氏ノ社論ニ對シテ暴行ヲ働イタ者ガアリマス、其他學ガ來レバ澤山アリノデアリマスガ、一々茲ニ申上ゲマセ、唯モ新聞ノ社説ハ、國民輿論ノ指導デアリマス、輪轉機ノ報道機關ノ武器デアル、之ヲ演スコトハ文明人トシテ爲スベキ行為デハナイト共ニ、立憲國民トシテ最も恥辱デアラベナラナイ、尤モ新聞ニモ認タル議論ヤ、事實相違ノ記事ガ出ルコトガアリマス、若シヤウフ主張ヲ記事ニ對シマシテ非難ヲシウツスルナラバ、堂々トシテ合法的ノ途ヲ取ラ宜イノデアリナイカ、ソレバカリデハナイ、新聞ヤ雜誌ガ外交ヲ論ズレバ、何等ノ檢討モ用ヒナイデ、直チニ軟弱ト非難ヲスル、軍事ヲ批判致シマスレバ、何等ノ咄味モ致サナイデ、忽チ反軍思想ヲ指彈ヲ致シマス、其極ガ暴力ヲ用ヒ、直接行動ヲ行使スルコト云フコトニナリマシテハ、言論機關ハ社會ノ公器タル所ノ眞使命ニ適違スルコトガ出来ナイノデアル、現ニ今日言論機關ガ、軍部ナドニ對スル批評等ニ付キマシテ、往々ニシテ批評ヲ隔テ、非キヲ擧グノ限ガアリマスノハ(拍手)此沒常識ノ態度ニ基因スルモノト私ハ存ジマス(拍手)而シテ此消息ハ、獨リ言論機關バカリデハナイ、政治家ニ對シテモ此態度ガアル、政治家ハ國策ニ對スル信念ヲ固メマシテ、國家國民ノ爲メ何者ヲモ憚ラズ主張ヲ全ウスルノガ使命デナクテハナリ(拍手)ヤヒヤヒ然レニ假ニ軍部ニ對シテ適バイノ議論ヲシタリ、忌憚ナキ批評ヲ試ミマス、忽チ軍部ノ「リスト」ニ載セラレルヤウナ事ガ
--	---	--	---

假ニアルト政シマスレバ、議會ノ言論ハ自
ラ局限セラレバヤウニナリマス、斯様ナ状
態ハ軍民融和、兵農兩全ノ精神ヲ以テス
ル議會ノ言論ハ、却テ誤解ヲサレ、或ハ往
往ニシテ曲解ヲサレ、軍部ノ爲ニモ、國家
ノ爲ニモ、甚シク悲シムベキ事ト存ジマス
(拍手)我が政友會ハ、恒久ニシテ憲法ヲ
固守シテ大ニ希望スルモノデアリマス、ソ
レガ爲ニ國防産業ノ發展ヲ唱ヘテ居ルノデ
アル、又精神的ニモ、心底カラ軍民一體ニ
ナラバナリナリト信シテ居ル、ソレハ
國民ノ意思ヲ代表シテ、主張スベキ事ハ十
分ニ主張シナレバナリマス、其主張
ヲスルト、一モ二モナク軍民融和ト官ヲ
リ、反軍思想ト誤解スルコトハ、甚ダ宜シ
クナイ事ト在ル大抵デアリマス(拍手)抑
言論ノ自由ハ憲法ノ保障スル所デアル、之
ニ對シ壓迫ヲ加ヘリ、更ニ非法的ノ直接
行動ノ跋扈ヲ認セシメ置キタルコトハ、ソ
レ自體ガ、既ニ立憲政治ノ地獄ト言ハナ
クテハナラナイ、此主ニ此傾向ガ尙ホ増長
スルニ於キマシテハ、憲政ハ行ハレナイコ
トニナリマス、須ラク總理大臣、内務大臣
竝ニ陸海軍兩大臣ハ、之ニ付テ何ト考ヘテ
居ラレド、デアルカ、ハキリト此點ニ付テ
御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス、今迄ハ第
一ノ質問デアリマス
次ニ第二ニ御答辯シタイコトハ、只今マデ
私ガ質問列舉ヲ致シマシタ事ト通觀致
シマスルト、左翼ノ非合法的ノ行爲ハ、昭
和七年十月ノ熱海事件ヲ以テ段落ヲ劃シマ
シテ、ソレカラ以後ハ段々影ガ薄クナツテ
居リマス、ソレ以來ハ右翼團體竝ニ右翼思
想ノ非合法的行爲ガ主ニナリテ居ルノデア
ル、私ハ右翼團體ヲ以テ、左翼團體ト決シ
テ同一視スル者デハナイ、故ニ右翼團體ガ
決シテ惡トハ言ハナイ、唯右翼團體ニハ、
純真ナル愛國精神ニ燃エテ居ル者モ尙多
シ、併シ其中ニハ偽善者、偽愛國者モナリ
アル(ヒキ)然ルニ政府ニ於キマシテ
ハ、其名ガ愛國トカ、皇國トカ、何カ國家
主義ノ名ヲ頭ヘ冠セテ置キマス、一モ二
モナク之ニ眩惑サレテ、其素實ノ檢討ヲ忽
セシムル傾ガ盛ニアルノデアリマス(拍手)
或ハ又之ヲ知デモ、放任シテ居ル傾向ガ
アル、更ニ進デハ往々ニシテ之ヲ利用スル
傾キサヘアル(ヒキ)「拍手」ハ他ノ真
正ノ愛國團體、恐ラク迷惑ヲシテ居ル所
デアリマセウ、又純粹ノ愛國者ハ、斯様ナ
者ト同列ニ見ラレドコトヲ恥辱ト思フ居
ルニ相違ナイ、政府ハ何故ニ之ニ對シテ嚴
重ノ取締ヲシナイノデアルカ、或ハ政府ハ之
ニ對シテ、偶然起リタル事實デハマラ得ナイト
御答辯ナルカモ知レナイ、併シ正力氏ノ
説ハレタ數日前、警視廳カラ讀賣新聞社
ニ對シテ、右傾國ガ新聞社ニ對シテ發行
ニ付テハ、右傾國ガアルカヲ注意シナト言
フテ來テ居ルガハナイカ、シテ見レバ決シ
テ是ハ偶然デハナイ、當局デハ「ヤント」分
テ居タ、分テ居ナガラ、何故政府ハ此重大
ナル事ニ對シテ、徹底的ニ取締ヲ行フシテ
カタルノデアルカ、少クモ政府ハ、似而非
ナル愛國團體等ノ取締ニ對シマシテ、大ナ

見テ有テ居ル人ガアルカラデハナイカト
思フ(拍手)是ハ軍部トシテハ迷惑至極ノコ
トデアリマス、又一部ノ國民タケノ間ニ
デモ、左様ナコトヲ思ハシメ置キマス、コ
トハ、鐵壁ノ一穴ハ遠ニ長堤ヲ崩スノ紀要
ガアリマスカラ、私共ハ努メテ軍部ニ對シ
テ對スル國民ノ、此點タル解釋ヲ端正シ
テ居ルヲデアリマス、併シ私共ハカリデハ
ナイ、當ノ誤解ヲ受ケテ居ル軍部ニ於テモ、
今後ドウカ率先シテ之ニ努力セラレ、一
日モ早く國民ニ其誤解ノ認識ヲアツト云
フコトヲ徹底セシメルヤウニ御願ヲ致ス、
デアリマス、私ノ此意見ハハ間違ハナイ
デアル、左右孰レカニ片寄ルト云フコトハ、
天地ノ公道ガ之ヲ許シマセズ、極端ナル左
右ニ片寄ルトコトガ、遂ニ國運ヲ傾ケルト云
フコトハ、古來歴史ノ明徴スル所デアリマ
ス、殊ニ我國三千年ノ傳統ハ、明ニ之ヲ許
シマセズ、畏多クモ、今上陛下方昭和元年
十二月二十八日、朝見ノ御儀ノ勅語ノ中ニ
於テ「我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新
ニスルニ在リ而シテ中外ノ史ニ徴シ審
ニ得失ノ迹ニ鑑ミ進ムベキ其ノ序ニ領ヒ新
スルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ
所ナリ」斯ノ如ク宜ヘセラレマシテ、其中
ヲ執ルト云フコトヲ以テ、我國ノ國是ト示
シ給フデアルノデアリマス、給言汗ノ如
ク、ハキリトシテ此朝見ノ御宣示ハ、左
傾右傾孰レモ御ケテ、中正ヲ執リ給フ所ノ
國是ヲ御示シナラフノデアリマス、殊ニ國
民ノ上ニ立テ政治ヲ行フ所ノ閣僚諸公竝
ニ陛下ノ教誨スベキ國軍ヲ率エル所ノ軍
官報號外 昭和十年三月六日 衆議院議事速記第二十二號 社會不安ニ關スル質問

ハ熱意ヲ有テ居ラナイト云フコトハ、私ハ
確ダト看テ取テ居ルノデアリマス(拍手)
之ニ對シマシテハ内務大臣カラ責任ノアル
御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス、昨今道途
頻ニ傳ヘテ参リマス事ハ、警視廳ノ綱紀弛
緩ノコトデアリマス、帝都ノ治安維持ノ責
任ノ重キ者ハ、警視廳總監デアル、假令警
保局長ニ如何ニ權力ガアラウガ、ドンナニ
偉カラウガ、直接ノ責任者ハ警視廳總監デ
ナイカ、然ルニ現在ノ警視廳總監ハ、殊ニ
在リテ警視廳外ニ實權者ガアツテ、殊ニ
警視廳總監ノ人事ノ異動ナドニ至ラデハ、
殆ド其警視廳外ノ實權者ノ手ニ依ラテ行ハ
レテ居ル、隨テ廳内ハ緊張ヲ缺キマシテ、
口實ニキザルハ、今ニ又何カ起ルダラウト
吹ク聲ガ頻ニ廳外ニ漏レテ居ルノデアリ
マス、是ハ帝都ノ社會不安ノ今日、容易ナ
ク消息ヲ傳ヘルモノデアル、而シテ此事
ハ、單ニ道義論ヲバカリデハナリマス、
現ニ廳内カラサレハ此消息ガ傳テ來テ居ル、
ソレニ對シマシテ内務大臣ガ御答ニナリ
タイスルナラバ、答ヘテ下さい、併シ恐
ラク御答ニナラデモ、ソレハ表面ノ御答辯
ニ過ギナイダラウト思フ、私ハソノ形式
一片ノ御答辯ヨリハ、退イテ冷靜公平ニ御
考エテ上ニ、肅正スベキ事ハ速ニ肅正セ
ラレシコトヲ熱意ヲ致シテデアリマス
第三ニ質問ヲ致シタイ事ハ、思想問題ニ
對スル總理大臣以下政府ノ人達ノ考方デ
アリマス、私ハ現在ノ政府ハ、此考方ニ付
テ一種ノ錯誤アルノデハナイカト思フデ
居ル、左傾ノ思想、殊ニ極左ノ思想ガ我ガ

シタ、其記事ヲ或ル新聞ガ掲載セタト云フ、
早速禁止ニシテ居リマス、役所ノ中デ白日
堂々陳情ヲシタコトヲ禁止スルト云フヤ
ナコトハ、ドウモ考ヘ得ラナイコトデア
リマス、昨年ノ秋ニ於キマシテ、所謂第一
ノ五ノ五事件ト云フヤウナモノガ起リテ居
リマス、併シソレハ全部彈ヲレシマヒマ
シテ、一般國民ニハ何等傳テ居ラナイノデ
アル、何故斯ウ云フコトヲ論議ダケデモ
カニシテ、國民ノ疑惑ヲ解クト共ニ、國民
ニ批評ヲ仰ガナイノデアルカ、秘密ニシテ
隠シテ置ケラ、ア、云フ事デヤナカ、
斯ウ云フ事デヤナカ、或ハ針小棒大ニ、
或ハ無イ事ガ有ル事ノヤウニ傳ハリマシテ、
國民ノ疑惑ヲ増大シ、疑惑ハ疑惑ヲ生シ、
群衆ハ群衆ヲ起シマシテ、種々ノ惡説トナ
シ、其結果社會ノ不安ヲ醸成スルノデアリ
マス、隨テ是ガ又私ガ質問ヲシテ居リマス
所ノ問題タル治安維持、社會不安ト云フコ
トニ對シマシテ大ナル關係ガアルノデア
リマス、之ニ對シマシテ當局ノ御所見ヲ伺
ヒ、併シ此機會ニ於テ私ハ二應答ヲ願
ヒマス、モ希望ヲ申シテ置キタイコトガアリマス
官報掲載程、今日ノ世ノ中ニ於テ重要ナル
モノハアリマス、殊ニ今日ノ政治ヲ行フ
ノニ於キマシテ、アノ報道機關ガアリ、ア
ノ批評機關ガアルカラ、吾々ノ國民政治ハ
最も公明ニ歩イテ行クコトガ出來ルノデア
リマス、吾々ハ此言論機關ニ對シマシテ常
ニ甚大ナル敬意ヲ拂ヒ、大ナル理解ヲ有テ
居ル者デアリマス、隨テ國民ハ新聞ノ書キ
所ノ記事論議ガ、彼等ノ頭ヲ定メル唯一ノ

モノナノデアル、殆ド新聞以外ニ何物モ教
ヘテ居ルモノハアリマセズ、ソレ程影響ガ
多イ、ソレ程國民ニ對スル印象力ガ深い
所ノ言論機關デアリマス、カラ、言論機關
ニ從事シテ居ル人ハ、平生カ甚大ナル注
意ヲ以テ、又應答タル所ノ見識ヲ以テ、筆ヲ
執リ報道セラレテ居ルコトニ深キ敬意ヲ表
シマス、サリナガラ往々ニシテ慎重ヲ缺イ
テ、或ハ事實ヲ相違ヲ來シ、一寸筆先デ告
イタコトガ、一步ノ方角ノ違ヒハ遠ニ千里
ノ差ヲ生ズルト同ジヤウニ、書カレタ人
ノガナイトハ官ヘナイノデゴザイマス、(拍
手)此點ニ付テハ考ノ深い、責任ノ多い言論
機關ノ當事者ニ對シマシテ、深ク御注意ヲ
願ヒタイと思フノデアリマス、殊ニ最近ノ
ヤウニ色々社會情勢ガ複雑ヲ致シマス、
何處マデガ本當デアルカ、何處マデガ偽リ
デアルカ、一般國民ハ分ラナイヤウニナ
リマス、其點ニ對シテ新聞ニ求メ、言論機關
ニ求メテ居ルノデアリマス、尤モ、言論機關
ニ對シテ、實業家ニ對シテ、教育家は、
一般國民ニ對シテ居ル所ノ言論機關デア
リマス、此上トモ御注意ヲ仰願フ致シ、
國家社會ノ爲ニ實誠セラレシコトヲ、私ハ
此壇上カラ御願フ申上ゲルノデゴザイマス
是ハ言論機關ニ對スルコトデアリマスガ、
政府ハ私ガ只今デ簡單ニ申上ゲマシタ五
箇條ノ質問ニ對シマシテ、ドウゾ短カテモ
宜イカラ、好イ加減ナコトヲ言ハナイヤウ
ニシテ實ヒクイ、好イ加減ナコトヲ言フテ胡
麻ビサレルコト程不快ナコトアリマセズ、

私ハ何モ無理ニ政府ヲ追究シテ、ドウショ
ウト云フヤウナ考ヲ以テ今日出タノデハナ
イ、本當ニ此問題ハ國家ノ爲メ、國民ノ爲
メ重大問題ダと思ヒマス、御考ニナツテ
ハツキリト眞實ナルコトヲ御答辯アラシ
トラ希望ス、次第デアリマス、(拍手)
(國務大臣後藤文夫君登壇)
○國務大臣(後藤文夫君) 安藤君ノ御尋ニ
御答フ致シマス、近年非合法ノ行動、暴力
行爲等ガ屢々起リ、マシタコトハ、洵ニ國家
ノ爲ニ深憂ニ堪ヘナイコトデアリマシテ、
警察當局等ニ於キマシテハ、先年來其爲ニ
出來ル限リノ力ヲ盡シ、各機關連絡ヲ取リ
マシテ、斯ウ云フ事態ヲ防グコトニ努メテ
參事ヲデアリマス、尙ホ近時ニモ其事
例ヲ見マシタコトハ、洵ニ遺憾ニ存ジマス
ル、只今ニ於キマシテモ、出來得ル限リノ
努力ヲ致シテ參事ヲ居リマス、ケレドモ、
ホ今後一層力ヲ傾ケマシテ、警察ハ出來得
ル限リノ非合法ニ、暴力的ナ行爲ガ發生
シマセズヤウニ努メタイト考ヘテ居リマス、
如何ナル動機、如何ナル事情カラ起ルニ
シマシテモ、苟モ非合法ノ行動ニ出デ、暴力
行爲ニ出ルコトハ、許スコトヲ出來ナイコト
デアルト考ヘマス、警察ノ力ノ及ビマス
限リノ之ヲ防ギ、社會ノ人心ヲ安定セシム
ルコトニ努メタイト考ヘテ居リマス、各種ノ
團體ノ中デ色々ト立派ナ標榜ヲシテ居ルケ
レドモ、其實ハサウデナクシテ、面白クナ
イモノガアルノデハナイカ、ソレニ對シテ
眼光ヲ微セザルモノガ警察ニナイカ
云フ御注意デアリマス、是等ノコトニ付キ

マシテモ、警察ハ出來ル限リ其表裏ノ關係
ヲ見マシテ、美名ヲ掲ゲテ、實ハ非合法ナ
面白クナイコトヲ致ス者ニ付テハ、勿論注
意致サナケレバナラヌ、デアリマス、是モ
警察ノ力ノ及ビ限リハ社會ノ不安ヲ除キ、
我ガ國民ノ行動ガ公明正大ニ、此輩代ニ於
テ合法的ナ、合理的ナ道ヲ踏ミ、各其思
フ所ヲ世ノ中ニ實現スルヤウニ努メルヤウ
ニ導イテ參事ナケレバナラヌト考ヘテ居
リマス、尙ホ全體ノ思想ガ、獨リ左翼ノ思
想ト云フデナク、色々ナ方面カラ動搖
ヲ來シテ居ルト云フ心配ガアルト云フコト
デアリマス、是ハ我國ノ内外ノ情勢、又國
内ノ各種ノ事情ノ變遷ガ然ラシムル點ガア
ルト思ヒマス、之ニ對シテハ獨リ直接治安
ヲ維持ニ當ル所ノ第一線ノ仕事ダケハ關
ニ合ヒタル所ガアリマス、國政其他一般
ノ事ニ當リテ、又國民ノ義ニ立ツ人達ガ、
ソレハ、斯ウ云フコトヲ心配ヲ致シテ、今
日ノ我國ノ思想ノ不安動搖ヲ防イデ、國民
ノ精神ヲ明ニシテ、國民ノ歩調ガ一致ニ
ナラシムルマシヤウニ、努力ヲ致スガハ、
デアラウト思ヒマス、尙ホ極左ノ思想ヲ
有テ居ル者ガ、其考ヲ變ヘタト稱スルケ
レドモ、實ハ假面ヲ被テ、極左ノ考ヲ少シ
變ヘナイデ動イテ居ルヤウナ者ガアリヘ
ナイカ、サウ云フ點ニ注意ガ必要ナヤウ
ウデハイカヌ、デハナイカト云フ御注意
デアリマシタ、是等ノ實際ニ付テ能ク見分
セケレバ、中々判斷ノミツカシイ問題デ
デアラウト思ヒマス、併ナガラ極左ノ考ヲ
テ居ル者ガ其考ヲ改メテ、我ガ國體、我ガ

國民精神ト云フモノニ返テ參事、ソレヲ
基調ニシテ進マシ、斯ウ云フコトニ本當
ニ相成ラナラバ、ソレハ其方向ヘト導キ
參事ナケレバナラヌと思ヒマス、併シソ
レガ實際ハサウデナイト云フコトデア
ル、餘程注意シナケレバナラヌコトデア
ルト思ヒマス、是等ノコトニ付キマシテハ、
今後十分ナル注意ヲ怠ラナイコトニ致
シタイト考ヘマス、尙ホ官報ノ自由ノコト
ニ付テ御話ガゴザイマシタ、記事ノ差止ガ非
常ニ多イ、是ハ先年來新聞紙ノ記事等ノ差
止ガ多クナリテ居リマス、コトハ事實デア
リマス、昨今特ニ殖エテ居ルト云フ風ニハ考
ヘマセズ、滿洲事變發生以來、軍事外交
各種ノ問題ガ起リマシタ爲ニ、自然記事差
止等ガ増加シテ參事ナラヌノデアリマス、併
ナガラ成ベク事態ヲ公明ニ國民ニ知ラシ
メ、國民ニ用意ヲサセルト共ニ、又一面ニ
ハ國民ノ批判ヲ行ハレバヤウニ致スト云フ
コトハ、方針トシテハ洵ニ左様アラベナ
ラヌト思フデ居リマス、記事差止等ノコト
モ其場合々々ノ實際ノ事情ニ即シテ行
居ルノデアリマシテ、概ネ此ハ已マ得ザ
ルニ出デテ居ルコトデアルト申サナケレバ
ナラヌノデアリマス、在滿機關ノ改革問
題、又昨年ノ秋ニ起リマシタ事件ト云フ
テ居リマス、事柄ニ付テ、差止ガ行ハレ
居ルト云フコトニ付テ御話ガアリマシタ
ガ、在滿機關ノ場合ニ於キマシテモ、一般
ノ人心ヲ酷ク煽動シテ、不穩ノ行動ニ出
ルヤウナコトニナル旨動ニ付テノ記事ノ差
止ヲ致シタノデアリマス、其餘ノ事ヲ、非

常ニ深山差止シタコト云フヤウナコトハゴ
ザイマセズ、又刑事事件等ニ關シマスル事
柄、事ノ整理中ニ屬スルモノハ、之ヲ差止
メテ居ルヤウナ譯デアリマス、昨年ノ秋ノ
事件ト云フ御話ノアリマシタ事柄モ左様ナ
次第デア、事柄ノ整理中ニ屬シテ居ル爲ニ差
止メテアルト云フヤウナ次第デアリマス、
之ヲ要スルモノニ時勢ノ色々ナ變化ヲ爲
シテハ、人心ノ不安ヲ除イテ、世ノ中ヲ
明ルクスルヤウニスル爲ニ、出來ル限リノ
力ヲ致サナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、
先程警察ノコトニ付キマシテ、殊ニ警察
ノコトニ付キマシテ一言御話ガアリマシタ
ガ、是ハ如何カノ誤リ傳ヘラレタ話デア
ララカト思ヒマス、帝都ノ治安ヲ維持スル上
ニ於キマシテ、警察機關ト云フモノハ非常ニ重
大ナル責任ガアル、此警察機關ヲ統轄スル警
總監ノ威信ト云フモノハ、確立シテ居ラ
ナケレバナラヌコトヲ私ハ深ク信ズルノデア
リマス、隨テ警察總監ノ人事等ノコトニ付キ
マシテモ、警察總監ハ其第一ノ次ノ責任者デ
アリマス、警察總監ガ全責任ヲ先ツ有テマ
シテ事ニ當ルノデアリマス、警察總監以外
ニ、他ノ實権者ガアツタ云々ト申サユナ
コトハ、監督ノ順序ノ系統カラ私共モ監
督者デアリマス、サウ云フ誤解ガ他ニア
デ、警察總監ノ威信ヲ損ハシムルヤウナコ
トヲ申サユナガアリマス、ソレハ全
ク誤リデアリマス、是ハドウカ其誤解ヲ持

ツ人々ガナイヤウニ致シタイモノデアルト
考ヘマス、又若シ今日萬一サウ云フ噂ガ
アルト致シマスレバ、ソレハ時ヲ經ズシテ
私ハ解僞スルコトデアラウト思ヒマス、斯
ノ如キコトハ警察機關ノコトダケニ關シマス
ケレドモ、帝都ノ治安ヲ維持スル上ニ於テハ、
洵ニ重大ナ問題デアリマス、若シカ
サウ云フコトヲ如何ニ御リマシテ居ルモ
デアルト致シマス、私ハ決シテサ
ウ云フコトノゴザイマセズト云フコトヲ此
處デ明ニ申サゲテ、又オハサウ云フコト
ニ依テ、帝都治安ノ事ニ付テ、不安ヲ一
般ガ僥クヤウナコトヲナイヤウニ、御協力ヲ
願ヒタイト考ヘルノデアリマス、之ヲ以テ
一應御答テ致シマス、(拍手)
(國務大臣小原直君登壇)
○國務大臣(小原直君) 安藤君ノ政府ニ對
シテ御質問ノ中、私ノ御答致シマス、分ハ、
主トシテ犯罪ノ處理ニ關スル問題デアリマ
ス、安藤君モ申サレマシタガ如ク、昭和五
六年以來、我國ニ於ケル國民生活ノ不安
ニ伴フ民心ノ不安定ヨリ生ジマスル各種重
要ノ犯罪ノ頻發致シマシタコトハ、洵ニ國
家ノ爲ニ遺憾ニ存スル次第デアリマス、政
府ニ於キマシテハ、犯罪ノ發生致シマスル
原因ニ對シテハ適當ナル處置ヲ執リテ
參事ヲデアリマス、近時此種ノ社會不安
ハ尙ホ減少セザルノミカ、或ハ或ル意味ニ
於テ却テ増大スル虞モアルヤウニ存スルノ
デアリマス、是等ノ對シマシテハ、司法當
局ト致シマシテハ、出來ルデ犯罪ノ豫防
ニ協力ヲ致シ、尙ホ其豫防致スルセシテ、

犯罪ガ發生致シマシタ場合ニ、之ニ對シテ
ハ司法機關ノ許ス範圍ニ於テ、適當ナル處置
ヲ執リタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、
先程御話ニナリマシタガ如ク、左翼思想ノ
運動ハ、當局ノ多年ノ努力ニ依リマシテ、
近時稍シ其數ヲ減ジタ傾ヘアリマス、是ト
テ今以テ容易ニ安心ナラザイ状態デアリ
マス、所謂極右思想ト申シマス、モノガ、
如何ナルモノデアルト云フコトハ、中々
之ヲ究ムルコトハ困難デアリマス、或
ハ團體ノ中ニハ、或ハ愛國尊皇ヲ標榜シ
テ、其實各種不逞ノ行動ヲ爲ス者モ尠
ナイノデアリマス、是等ニ付キマシテハ常
ニ嚴重ナル警察偵査ヲ遂ゲマシテ、犯罪ノ
發生ヲ未然ニ防グヤウニ注意シナケレバ
ナラヌト思フノデアリマス、此種ノ犯罪ニ
シテ若シ發生致シマシタカラバ、司法部ト致
シマシテハ、嚴重ナル處置ヲ執リ、將來ノ
犯罪ヲ豫防スルニ建策ナキヲ期シタイト考
ヘテ居ル次第デアリマス、極左思想ノ者ガ
地下ニ潛入ヲ致シテ、極右思想ヲ復カノ
假面ヲ冠テ、或ハ行動ヲ爲ス虞ガアリハセ
ヌカト云フ御心配デアリマス、是等ノコト
モ司法當局ト致シマシテハ、關係當局ト能
ク密接ナル連絡ヲ取リマシテ、苟モ此種ノ
行動ガアリマシタ際ニハ、容赦ナク取締ヲ
致シ、犯罪トシテ取扱フベキ事件ニ付キマ
シテハ、ソレハ、適當ナル處置ヲ執リ、斯
様ナル思想ノ撲滅ニ努力ヲ致シタイト考ヘ
テ居ル次第デアリマス、之ヲ以テ御答テ致
シマス、(拍手)
(國務大臣大角孝生君登壇)

○國務大臣(大角孝生) 安藤君ノ御質問
中東部ノ軍紀風紀振興維持ニ付キマシテハ、夙夜匪懈ノ考慮ヲ拂ヒテ居リマシテ、常ニ正シキ道ヲ履キ、苟モ短ヲ論ムルガ如キコトナキヤウ、絶エズ最善ノ努力ヲ竭スリテ居リマス、各級軍人ハ、御勸諭ノ聖旨ヲ奉讀致シマシテ、各其本分ニ精進シ、國體ノ大任ヲ全クセシコトヲ期シテ居ル者アリマス、尙ホ軍事ニ關スル記事ノ差止ガ多イデハ、ナカト云フ御答アリマシタガ、是ハ軍事上必要ノ最小限度ニ止メタイト考ヘテ居リマス、冀クハ眞ニ舉國一致、此非常時ノ難關突破ニ對シ、飽マデ正シキ道ヲ履シテ行キタイト云フコトヲ企願シテ居ル者デアリマス(拍手)

(國務大臣岡田啓介君登壇)

○國務大臣(岡田啓介) 安藤君ニ御答致シマス、非合法暴力行為ノ如キコトガ行ハレマスコトハ、洵ニ悲ムベキコト、思ヒマス、斯ノ如キ行為ハ嚴重ニ取締リタイト考ヘテ居リマス、又思想ニ於テ國家ノ進退ヲ阻害シ、國體ヲ基礎ヲ危クスルガ如キモノハ、是ハ放任シテ置ケマセヌノデ、之ヲ豫防シ、之ヲ取締ルコトニ遺憾ナキヲ期シ、タイト思フデ居リマス、明ルキ政治ヲ行ヘト云フ御意見ニハ御同感デアリマス、私モ中正シテ明朗ナル政治ヲ行ヒタイト考ヘテ居リマス(拍手)

○安藤正純君 簡單デスカラ自席カラ御質問セマス

○議長(濱田國松君) ドウソ

○安藤正純君 後藤内相ノ御答辯ガアリマス、私ハ、大抵外レテ居リマス、私ハ今日ノ右翼ノ團體若クハ右翼ノ思想者ニ對シ、ル取締ガ、ドウモ少シ偏頗デハナイカト云フコトヲ幾々言フデアリマス、右翼團體ニモ善イモノハ澤山アルガ、玉石混雜デ、惡イモノガ非常ニ多イ、殊ニ愛國トカ皇國トカ云フ名ヲ冠シテ、美名ノ下ニ色々ナ事ヲヤルノデスカラ、是ハ國民ノ總テノ階級ガ非常ニ困ルノデス、之ニ對スル政府、殊ニ内務當局ノ取締ハ徹底シテ居ラナイ、殊ニ此間賣新聞社長ノ事件ノ如キモノ、前カラ警視廳ガ注意ヲシテ居タニモ拘ラズ、徹底シテ取締ラシメカッタコトヲ言フデ居ル、ソレニ對シテ御答ハアリマセス、ソレカラ又極左ノ思想ガ、カモフラージュシテ居ルコトヲ云フ、サウシテソレガ非常ナル大事件ヲ醸成スルヤウナ禍根ニナルコトヲ云フコトヲ非常ニ憂ヘテ居ル、ソレハ私ハ唯々憂ヘテ居ルノデハアリマセス、アナタガ先程ノ御答ノヤウダスト、然ラバ内務大臣ハ、私位、外ニ居ル者ガ知テ居ルコトヲ知ラナイノデアルカ、知ラナイヤウニ思フデ居リマス、知テ居テ御答ニナラナケレバ、如何ニモ狡イノデハナイカ、斯ウ云フ肝腎ナル點ハ御答ニナラデ居リマセス、警視廳ノ綱紀問題ニ付テハ、内務大臣ノシテハ只今御答ニナラデ居ルコトヨリ御答ハ出來マスマイ、ソレハ内務大臣ノ立場ヲ諒シテ居マス、ソレ以上ノ答辯ハ求メマセス、併ナガラ帝都ノ治安維持ノ大責任ノアル所ノ警視廳長及警

視廳デアリマスカラ、十分御注意ヲ御戒告トラシメマス、再ビ御答辯ヲ求メマシテモ、同ジ形式ノ一片ヲ答辯、併ナガラ今日ノ答辯ハ幾カ宜カクカト思ヒマス(笑聲)
尙ホ形式ノ一片ヲ答辯ハ満足ハ出來マセスカラ、是デ宜シウゴザイマス、海軍大臣ノ御答辯ハ、何カ教科書ヲ讀ンデ居ルヤウナ答辯デ、其通りニ進ヒハナイノデスカ、其通りガサウ行テ居ラナイカラ私ガ申上ゲタンデス、殊ニ吾々ハ軍民一體ヲ望ム、軍民一致ヲ望ムンデス、ソレガ動トモスルト軍部ノ誤解ガアツテ、眞正ニ軍民一致ノ事柄、政策、態度、其他ノ事ニ付テ、論及シテ居ルコトガ誤解サレ、曲解サレデ、軍民離間ト言ハレレ、軍部ノ「リスト」ニ直グ上ル、サウ云フコトハ軍部自身ガ軍民離間ヲシテ居ルノデアル、是非ハ嘆ハシイコトデアルト共ニ、國家ノ爲ニ憂フベキコトデアルト云フコトヲ私ガ質問ヲ致シタノデスガ、ソレニ對シテ御答アリマセス、併ナガラ是モヤハリ遠シク御答辯ハ出來マスマイカラ、是デ宜シウゴザイマス、總理大臣ハ甚カク誠意ヲ缺イテ居ル、實ハ私ノ質問ハ内務大臣其他ニ對シマス、直接ニ治安維持デアリマスカラ、其質問デアリマセスガ、實ハモトモト大局ニ關スル根本方針ヲ問フテ居ル、ダカラ特ニ總理大臣ノ御出席ヲ願フ御答辯ヲ居ラシメマス、アナタガ私ガ幾々述ベタコトヲ御諒解ニナラナイノカ、御理會ガ出來ナカクナカ、思想問題其他ニ付テ若シ御理會ガ出來ナイナラバ、ナラバ、御理會ガ出來ナイナラバ、是

ハ重大問題デス、國家ノ根柢ハ横ハル重大問題デヤカラ、須ク御研究ヲ是カラ願ハナケレバナリマセス、アナタノ今ノ御答辯ハ餘リニ形式ニ失シマス、是モ何レ機會ヲ得マシテ更ニ申上ゲル機會ガゴザイマセウ、本日ハ是デ私ハ宜シウゴザイマス、是デ私ノ質問ハ打切りマス(拍手)
○議長(濱田國松君) 此場合念ノ爲メ申上ゲテ置キマス、林陸軍大臣ハ官中關係ニ依リ三時過ぎ迄出席シヤネルトノコトデアリマス、質問第二、綱紀問題ニ關スル質問ヲ許可致シマス、提出者津雲國利君提出
二 綱紀問題ニ關スル質問(津雲國利君提出)
綱紀問題ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十年三月四日 提出者 津雲 國利
綱紀問題ニ關スル質問主意書
一 在滿行政機構改革問題ニ關シ官紀素亂ノ事實アリト認ム政府ノ所見如何
二 所謂五十萬元事件ニ關スル政府ノ所見如何
右及質問候也
(津雲國利君登壇)
○津雲國利君 議會ニ於ケル綱紀問題ノ取扱ニ付キマシテ、一部ノ間ニ免角ノ論議ノアルコトハ私モ承知ヲ致シテ居リマス、併ナガラ眞ニ嚴正公平ナル態度ニ於テ、綱紀問題ヲ議會ニ於テ取扱ハレバナラスト云フコトハ、今更私ハ説明ノ必要ハアルマイト

考ヘマス、併ナガラ事ハ苟モ綱紀ニ關スル問題デアリマス、其及フ所、其影響スル所、或ハ官吏ノ責任トナリ、國務大臣ノ責任トナリ、其祖上ニ上セラレタ者ハ、或者ハ名譽ヲ毀損セラレ、或者ハ信用ヲ墜シ、或者ハ又人間トシテノ死命ヲ制セラレ、ニ至ルコトモアルノデアリマスカラ、此問題ヲ取扱フ者ハ、飽迄慎重精査、一言一句モ苟モセザル所ノ心懸ト態度トガ必要デアルト考ヘマス、私ハ眞ニ議員ノ職責トシテ、爲スベキ所ヲ完全ニ爲スト云フ趣旨ニ於テ、嚴正ニ、公平ニ、私ノ力ノ及ブ限リノ調査ヲ遂ゲテ、本日此演壇ニ立タノデアリマスカラ、苟モ私ノ言葉ニ獨斷ガアリ、或ハ又根據ナキ推論ガアツテ、其結果故ラニ人ヲ傷ケントスルモノデアルト云フコトガ、明白ニ諸君ニ於テ看取セラレタラバ、衆議院モ、國民モ、先ヅ私ニ對シテ斷平タル處置ニ出ラレンコトヲ切望シテ置キマス、併ナガラ私ノ説ク所ガ條理備ハリ、事實之ニ伴フテ、正ニ當然デアルト御考ニナラナケレバ、ナラナイ筋デアル、尙且ツ之ニ對スル政府當局者ノ答辯ガ誠意ヲ缺イテ、曖昧模稜ニ事件ヲ彈リ去ラントスルガ如キ態度デアルナラバ、私ハ衆議院ノ權威ノ爲ニ、政黨ノ政權ヲ超越シテ、之ニ向テ斷平タル態度ニ出ラレンコトヲ切望シテ置キマス、先ヅ私ハ在滿機構改革ニ伴フ官紀素亂ノ問題ニ付テ、御答ヲスル順序ニ相成ラデ居ラノデアリマスガ、其主要ナル答辯者デアル所ノ陸軍大臣ガ、三時過ぎマデ御出席

ガナイト云フノデアリマスカラ、順序ハ狂フノデアリマスガ、所謂五十萬元事件ニ關スル質問カラ始めタイト考ヘマス、私ハ此質問ヲ取扱フニ付テ、先ヅ五十萬元事件ノ解剖ヲ致シマス、其解剖ヲ致シタノ上、選任大臣ト、陸軍大臣ト、内務大臣ト、司法大臣ト對シテ質問ヲ致シマス、五十萬元事件ノ解剖スル、何カ非常ニ大變態ナ、ムツカシイ事ノヤウニ考ヘル者ガアルカモ知レナイノデアリマスガ、是ハ極メテ簡單ナ、容易ナコトデアルノデアリマス、即チ問題ノ受取書ニ署名ヲ致シタ二人ノ事件ノ關係者ノ中、赤塚君ハ二月十一日、東京朝日新聞紙上ニ其談話ヲ發表シ、鶴岡君ハ越二二月二十日、萬平、ホテルニ於テ聲明書ヲ發表致シテ居ルノデアリマス、此赤塚君ノ談話ト鶴岡君ノ聲明書トノ内容ガ、若モ忠實デアリ、矛盾違著ガアリ、更ニ其聲明書ト談話トノ間ニミラ、嘘述ヒガアルト云フヤウナコトガアレバ、此兩名ノ行為ニ對シテハ、疑惑ヲ挾ムナト官ハレデモ挾マナイ譯ニハ行カナイト私ハ思フ、其又矛盾違著ト違著ト事實トガ、甚シクバ甚シイ程、此事件ニ對スル一般國民ノ疑惑ハ深イコトモ、亦認メナケレバナラヌノデアリマス、次ニ又初ニ關東軍ノ募集ガ疑ヒ出シタ、次デハ陸軍部内ノ少壯將校ガ多數同様ニ疑ヲ持ツタ、次デハ在郷軍人ノ間ニ此疑ハ擴メラレタ、是ガ事實デアル、其疑ヲ受ケテ、今五十萬元問題ニ依リテ天下ノ疑惑ノ中心トナデ居ラレル床次選任大臣

ハ……
○議長(濱田國松君) 津雲君、陸軍大臣ガ出席シマシタ
○津雲國利君(續) 過般本會議ニ於ケル山口義一君ノ質疑、豫算委員會ニ於ケル小林錦君ノ質疑ニ對シテ、非常ニ興奮セラレテ、唯專ラ斯ノ不淨ノ金ハ自分ハ受取ラ覺エナイ、斯ウ云フコトヲ主張セラレテ居ルダケデアル、仍デ若モ茲ニ床次選任大臣ニ金ヲ渡シタニ相違ナイト云フコトヲ責任ヲ以テ言明シ、主張シ得ル者ガ出テ來ナラザルヲ得ナイト云フ結果ニナルコトハ、明瞭デアルト考ヘマス、仍デ私ハ今述ベタ二點ニ付テ私ノ研究ヲ進メテ見タイト考ヘルノデアリマス、議政壇上ニ於ケル綱紀問題ノ斷案デアリマスカラ、檢事廷ニ於ケル犯罪ノ檢舉トハ、其處ニ性質上自ラ相違ノアルコトハ認メナケレバナリマセス、ソコデ先ヅ私ハ順序ト致シマシテ、赤塚君ト鶴岡君ノ聲明書カラ解剖致シマス、少シ餘計ナ手續ノヤウデアリマスガ、結論ヲ得ル上ニ於テ已ムヲ得ナイコトデアルト、御寛容ヲ願フ置キマス、此聲明書ト談話ニ依リテ、赤塚、鶴岡ノ兩君ガ張學良カラ銀五十萬元ノ大金ヲ受取タト云フコトハ、初メテ確認セラレタノデアリマス、即チ怪文書所載ノ怪寫眞、是ハ此聲明書ト談話ノ發表ニ依リテ、事實本物ニ相違ナイト云フコトガ裏書セラレタノデアリマス、尙又此五十萬元ノ大金ハ、其時ノ時價、邦貨ニ換算ラ

政シテ三十數萬圓ニ上ラデ居ラト云フコトモ、初メテ赤塚、鶴岡兩君ニ依リテ確認セラレタノデアリマス、一方過般本會議ニ於ケル質問、陸軍當局ハ小林錦君質疑ニ不肖私ノ質問ニ對シテ、所謂怪文書ニ記載セラレテ居ラト云フ、所載サレテ居ラタ寫眞ハ本物デアルト云フコトヲ認メラレタ、寫眞ヲ認メラレラ以上、其又寫眞ニ對シテ、居ル受取書ガ、陸軍ニ存在スルコトヲ認メラレタ結果ニナルコトモ、陸軍ノ當局ハ異存ハアルマイト思フ、其寫眞ヲ送ル爲メ發シタ關東軍募集ノ電報、之ニ對シテモ陸軍當局ハ、其存在ヲ確認セラレテ居ル、即チ前ニ此赤塚、鶴岡ノ兩君ガ五十萬元ヲ受取タコト、茲ニ其五十萬元ハ當時ノ時價ニ換算シテ、邦貨三十數萬圓ナルコトヲ認メラレタコト、茲ニ陸軍ガ此寫眞ノ存在ト電報ノ存在トヲ事實ニ於テ認メタコトニ依リテ、此問題ハ一轉シテ架空ノ問題デハナク、實ニ在ノ問題ニナラデ居ルノデアリマス、即チ私ガ此壇上ニ立テ、是等ノ實在ノ事實ニ立脚致シテ本問題ヲ解剖シ、本問題ノ解決ヲセバナラヌ必要ニ迫ラレタ所以デアルノデアリマス、昔テ現内閣關係ノ諸公モ、床次サンノ一床次選任ノ周圍ノ人達モ、銀五十萬元ヲ受取タト、斯ウ云フ事實ガ此壇場ニ於テ山口義一君カラ發言セラレタ時ニ、五十萬元ト云フガ、ソレハ大金デヤナイ、ソレハ奉天票デアツタカラ三萬五千圓、或者ハ又吉林票デアツタカラ二萬數千圓、新聞紙ノ諸君モ議員ノ諸君モ、向テ公然ト

官報號外 昭和十年三月六日 衆議院議事録第二十二號 網紀問題ニ關スル質問
官ハレテ居テコトヲ御記憶ノ方ハ私ハ多
カラウト思フ、然ルニ今ヤ事實ハ三十數万
圓ニナツテ居ル、今ニナツテ見レバ、其奉天
票デアツトカ、吉林票デアツトカ唱ヘテ
居ラザルノ言棄其モノ、私共ハ疑感ヲ扶マ
ザルヲ得ナクナル、何ノ爲ノ愚慮々々ジイ
宣傳カト……(ソレハ勝手ナ疑感ヲト呼
フ者アリ)勝手ノ疑感デナイ所ハ追々ニ申
上グル、尙ホ此金ヲ鶴岡君ハ借款ダト言テ
居ル、數十萬圓ヲ借りテ、簡單ナル受取證
ヲ一枚書イテ差入レタト云フヤウナコト
ハ、日本人ノ間ニハ行ハレナイ常識ダ、金
ヲ借りレバ借入證書ヲ出ス、是ダケハ大金
ノ借用ニハ借金ノ契約ガ伴フコトハ、鶴岡
君以外ノ者ナラバ誰モ分ル常識デアルト
私ハ考ヘマス、尙ホ鶴岡君ハ、此受取證
ヲ出世證文ダト明言シテ居ル、出世證文
トハ鶴岡君モ言テ居ル通り、金ガ出来
タヲ返ス條件、日本デ俗事ニ所謂御貸下サ
レト云フヤツナンド、其御貸下サレト云
フ趣旨ノ借金ニ差入レラレテアル證書ガ
受取證ダ、結局誰ガ考ヘテモ貰受ケタ
ト申上グル以外ニハ、私ハ言ヒヤサハナイ
ト思フ、ソレヲ殊重借款ダト言フ、ソレヲ
殊重借款ダト抗辯スル所ニ、強辯スル所ニ
鶴岡君ノ惱ミガアル、惱ミノアル所ニ疑感
ハアル、之ニ異存ノアル者ハアルマイト思
フ、赤塚君ニ言ハセルト、五十萬元ハ鶴岡
君ガ大豆會社ヲ興ス爲ニ必要ナル金デア
ツト、斯ウ言フ、其大豆會社ハドンナ會社デ
アツカト聞イテ見ルト、聞カナツタカ
ラ知ラナイト、斯ウ言フ、尙且ニモ大豆會
社ヲ興ス爲ニ五十萬元ノ大金ヲ出資サセヨ
ウト、熊々滿洲マデ出テ來カ仲介人デア
ル、赤塚君ガ、會社ハドンナ會社ダカ、鶴岡君
ガラ聽イテ居ナカツタカラ分ラナカツタコ
ムダラウカ、當ノ赤塚君ニモ分ラナイ會社
ナツデアル、其赤塚君カラ話ヲ受ケテ張學
良ニ分ル管ハナイ、然ルニ張學良ハ其分ラ
ナイ管ノ會社ニ對シテ、アナタノ都合デ合
辦ニシテモ宜イト言テ居ルト云フコトデ
アル、人間竝ノ常識デ、此論理ハ私ハ考ヘ
ラレナイト思フ、此處ニモ無理ガアル、無
理ノアル所ニ疑感ガ生ズルハ當リ前ナ
ダ、赤塚君ガ滿洲大豆會社ヲ興ス爲ノ出
資ダト言テ居ルノ、一方鶴岡君ノ方ハ、
其金ヲ東京ノ正金銀行支店ヘ送金シテ、妻
ガ受取リニ行テ、自宅ノ金庫ニ收藏シテ、
借金拂ヒヤ、選舉費用ヤ、洋行費ヤ、利權
運動費ニ使ヒ果シテシマツタト言テ居ル、
此雙方ノ言フコトガ、雙方トモ事實デア
ルナラバ、鶴岡君ハ明ニ國際的大詐欺師トナ
ル、赤塚君ハ其手先ニ隨ダコトニナルノ
デアルガ、兩名並ニ兩名ノ家族、其知人ハ、
此侮辱ヲ甘ジテ受ケルカ、ソレハ免モ角ト
シテ、兩者ノ言フ所ニ非常ナ矛盾ノアルコ
トハ明瞭ナ事實デアリマス、非常ナ矛盾
著ノアル所、疑感ハ濃厚トナルノデアリマ
ス、滿洲大豆會社ヲ造ルベク大金ヲ張學
良カラ受取ルヤ、直チニ之ヲ東京ヘ送金シ
テ鶴岡君ノ妻ニ受取ラシメ居ル、勿論其時ハ
赤塚君モ鶴岡君モ滿洲ニマダ居ルノデアル、

滿洲ニ居リナガラ、此大金ダケヲ東京ヘ送
金シタコトガ、既ニラカシイト諸君ハ御思
ヒニナラヌカ、果シテ又此金ガ鶴岡君ノ使
フ金デアラナラバ、鶴岡君モ東京ヘ歸リテ
銀行デ受取ルヤウナ方法ハアル、是ダケ
ノ大金ヲ女ニ受取ラシメ女バカリノ留守宅
ヘ保存サシテ置イタト云フコトニ對シテ
モ、私ハ理解ニ苦ム點ガアリマス、然ル
ニ若モ此金ヲ兩名デ受取テ、急イデ東京ノ
誰カヘ渡ス必要ガアツタノデアルガ、直接
其人宛デハ送レナイカラ、鶴岡君ノ妻ニ受
取ラシメ、其人ニ渡サシメテアルト云フ
コトニスト、ビカリト符合ラシテ來ルノ
ガ不思議デアリマス、不思議ナ位符
合シテ來ル所ニ、人間ノ疑ノ走ルコトヲ、
誰モ私ハ無理デアルトハ言ヘナイト思フ、
若シ又此金ガ鶴岡君ノ言フ通り、鶴岡個人
ノ自由ニ使ヘル金デアルト云フナラバ、愈
滿洲マデ出掛ケテ赤塚君ガ、一文モ受取ラ
スト云フコトモラカシケレバ、赤塚君ハ其
時滿洲デ鶴岡君ト別レテ以來、一度モ會サ
コトガナイト公言シテ居ルノモ、ワカシ過
ギルコトデアリマス、赤塚君ノ談話ニモ、
鶴岡君ノ聲明書ニモ、五十萬元ヲ受取タノ
ハ昭和八年八月デアツテ、新黨俱樂部ハ其前
月ニ解散ニナツテ居ルト云フ趣旨ガ特ニ附
加ヘテアリマス、蓋シ五十萬元ガ、私ハ床
次サンニ關係ガナイト云フコトヲ納得セシ
メル、巧ミニ納得セシメル爲ノ是ハ技巧
デアルト私ハ考ヘル、然ルニ事實鶴岡君ガ
床次サンカラ手ヲ切タノハ昭和五年ノ總

選舉ノ直前デアリマス、ソレハ其當時ノ新
聞ヲ御覽ニナレバ直チニ分ルコトデアリマ
スカラ、御覽ヲ願ヒタイト思ヒマス、床次
選相トノ無關係ヲ表現セント苦心スル所
ニ、私ニハ疑感ナキヲ得ナイ、斯ウシタ牙
屑ヤ不思議ヲ探ネテ居タラ際限ハアリマセ
ス、鶴岡君ノ聲明書ト云ヒ、赤塚君ノ談話
ト云ヒ、恐ラクニ之ニ依テ世間ヲ糊塗シ、
局面ヲ彌縫シ、事件ヲ隠蔽ノ裡ニ葬リ去ラ
ウト云フ、一派ノ策動ニ依ツタモノデア
ルト思ハレマスガ、ソレハ全ク無駄ナ努
力デアツテ、却テ讀者ノ疑感ヲ深メタコト
ハ事實デアリマス、即チ鶴岡君ノ聲明書ト
赤塚君ノ談話トニ依ツテ、此事件ニ對ス
ル疑感ハ愈々濃厚トナツテ來タノデアリ
マス、更ニ又此談話ト聲明書トヲ發スルマ
デ、兩名トモ所謂地下ニ潜テ、全ク行方ヲ
晦マシテシマツタ、此事實ニ依ツテ更ニ私ハ
世人ノ疑感ハ深クナツタト思ヒマス
更ニ最モ注意スベキコトハ、鶴岡君一人
デ使ヒ果シタト云フ、此大金ノ使ヒ途デア
リマス、鶴岡君ハ昭和三年第一回ノ選舉ニ
出タ時ノ負債、其後ノ負債、合セテ十五
萬圓ノ返済ニ充テタト言テ居リマス、是ハ
全然虚構デアリマス、鶴岡君ハ亡父カラ十
數萬圓ノ、不動産ヲ主トシタ資産ヲ相続
致シマシタ、相続當時既ニ多少ノ負債ガ付
イテ居タ、ソレニ鶴岡君ノ政治運動其他ノ
負債ガ續リ續テ、昭和五年第二回選舉後
ハ、負債ノ方ガ資産ヨリハ稍、大キイト云フ
ノガ實狀デアツタコトハ、御調査ニナレバ直